平成23年5月31日全タク連総会・会長あいさつ

本年の通常総会開催にあたりご挨拶申し上げる前に、この度の東日本大震災により被災されたすべての皆さまに、謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、その東日本大震災ですが、さる3月11日の発生以来、岩手・宮城・福島の東北 3県を中心とし、関東の一部地域などに人的・物的に多大の被害を及ぼしました。のみな らず、全国各地に電力需給問題や自粛経済の影響を及ぼし、タクシー業界にとってもリー マン・ショックによる運送収入ダウンから立ち直りきらないうちに、新たな難題を抱え込 む格好となりました。業界においては岩手、宮城両県では地震による直接的、物理的なダ メージにより500両余りのタクシー車両が営業不可能な状況に陥りました。全タク連と 致しましても、傘下各都道府県協会から義援金を募り、その結果として約8500万円を 集めることができました。また車両支援として秋田、東京、新潟、富山、静岡、大阪、兵 庫の各協会から130両をご提供していただくことができました。危機に在って、迅速な 対応・団結をお示しいただいた会員事業者の皆さまに対し、改めてお礼申し上げたいと思 います。一方で、福島第一原発事故の影響などによりいまもなお営業再開の目途がつかな い福島の事業者の皆さまのことを考えると心痛む思いが致します。われわれとして何がで きるかも考えながら改めて連帯の気持ちをこの場をお借りしてお伝えしたいと思います。 わたくしの地元・東京でもゴールデンウィークを境目にいわゆる自粛経済体制の影響は 徐々に薄らぎ始めました。観光地での需要をはじめ、われわれ自身の努力もさることなが ら、どの地域においても遅かれ早かれ自粛や風評被害の影響から脱することが期待できる はずです。一方でようやく日常生活を取り戻しつつあるわれわれですが、今後の電力需給 については「問題は解決された」とまで言える段階にはなく、夏場に向けて不安も残して いるのが実態です。国や自治体に要請すべき事柄を全タク連としてもいち早く集約、要望 し、「期間限定減車制度」がそうだったように、その実現を図っていくことも当然ながら、 タクシー営業車両の提供や義援金集めでも見られたようにわれわれ業界自身ができること も少なくありません。そのためにもまず、自粛経済、風評被害から立ち直れる地域の業界 は、いち早くその呪縛から逃れ、健全経営を確保した上で、なお震災の影響に苦しむ地域 業界の救済に尽力していく必要があると考えます。

さる29日には、政府の東日本大震災復興構想会議において「5つの論点」が提示されました。中でも原発事故の収束や今後の復興財源の問題などについても格別の関心を持って注視して参ります。

次に業界にとって昨年来の懸案ですが、タクシー適正化・活性化特別措置法の執行をいかに推進していくかということであります。全国156の特定地域すべてで地域計画はすでに立案済みとなり、そのほとんどの地域で特定事業計画等の実施段階に達しております。

タクシー特措法は施行されて1年と8ヶ月が経過いたしました。同時に運賃制度改正もスタートしており、減休車や下限割れ運賃の自動認可枠内収斂も一定の進捗が見られました。一方で、この進捗の状況をどのように評価するかは事業者ごとに様々ではありますが、「到底、満足できる状況にない」というのが大方の偽らざる心境ではないでしょうか。供給過剰の解消につきましては各都道府県協会の旗の下、地域ごとに「まだら模様」はあるものの相当数の過剰なタクシーが減車、休車されて参りました。また下限割れ運賃を採用する事業者数も全国で3分の1を下回るまでに減少を致しました。ここまでの成果をあげることができましたのも全国の会員事業者の皆さんのご協力の賜物と改めてお礼申し上げる次第であります。

このようにこれまでの会員事業者の皆さんのご協力に賛辞を惜しむつもりはまったくな いわたくしですが、供給過剰の解消、運賃問題の収斂のいずれにつきましても現状の「ま だら模様」そのものが大いに問題だと考えています。地域ごとのまだら模様、地域内での 事業者ごとのまだら模様のいずれについても、であります。タクシーは公共交通機関とし て法的にも認知されるに至りました。タクシーにおける公共性とは何か? わたくしの考 えるところでは、「地域全体の輸送需要に対して、地域全体の供給側責任者が全力で安全・ 安心・快適な輸送でお応えすること」です。「経営規模の選択は経営者の自由」であるとか、 「価格で競争するのも経営者の自由だ」「低賃金が嫌ならほかで働けば良い。それが資本主 義であり自由な社会だ」と言う方もいます。一方で交通政策審議会でタクシー問題が論じ られていた平成20年当時、下限割れ運賃を指して「安さによって他社の顧客を奪う。ま た、安売り会社の実車率は上がるからその会社の乗務員の賃金は良くなるが、周辺他社の 実車率は低下し、地域のタクシー乗務員は押しなべてより低賃金となる」との実情を指し て「略奪的運賃だ」と定義しました。われわれはそれに喝采を送ったのではなかったでし ょうか。わたしたちは「経営者としての選択権」を盾にした資本主義・自由主義の履き違 えを認めるわけにはいかないという立場をとってきた経緯があります。このように供給過 剰の解消においても運賃の正常化についても十分なご理解をいただけていない事業者の 方々も少なからず存在し、現時点でわれわれとしてなす術がないことが問題だったわけで

そのような中、減休車問題を現行のタクシー特措法の枠内で大きく前進させるツールとしてさる4月13日付で国土交通省自動車交通局からいわゆる「4・13通達」が出されました。業界の自主性に委ねるだけでは減休車が進まないため、調査、監査の力を背景に事業再構築を推し進めようという意図がうかがわれます。わたくしは特措法施行から1年半以上が経過した段階でいよいよ事業再構築も足踏み状態になり、しかもそのレベルが期待された水準に達していない以上、こうした行政による実質的な強制力の発動も受け入れざるを得ないものと考えます。タクシーの公共性を地域として今後も確実に担保していくためには、地域協議会に提示された適正車両数を目安として減休車においても結果を出すことが求められているのです。

運賃の正常化につきましては先にも触れた通り、この間に下限割れ運賃採用事業者が全国で3分の1を下回るまで減少したことは高く評価できますが、一方で現行法の仕組みの中で事業者が自主的に問題解決に取り組んだ結果、公正取引委員会から独占禁止法違反として指弾されたのが新潟交通圏の皆さんのケースであります。新潟業界としては「談合はしていない」として司法の場で断固争う姿勢をお示しになっていますし、全タク連組織としてもこれを全面的にバックアップして参ります。われわれは国土交通省の収斂政策の流れに乗り、その指導方針にも従いつつ運賃問題に取り組んで参りましたが、その結果、同じ国の機関から違法の指摘を受け大変困惑し、かつ、いきどおっている次第です。しかし、単にいきどおるだけでなく、問題点をきちんと整理し、適切に運賃問題の解決を図れる方法論、政策論を検討し、政治の場に提案していくことがわれわれ全タク連の役割でもあります。今後は新潟業界の司法闘争を支援しつつ、政策面での検討を進め、タクシー事業法案や関係法令の整備等に尽力していく所存です。

次にいまも触れました「タクシー事業法案」であります。東日本大震災とこれへの対応、 4・13通達でやや霞んでしまった観のあるタクシー事業法案ですが、これまで申し述べ てきましたように、現行のタクシー特措法では事業再構築の推進に限界があること、運賃 問題の収斂にも同様に限界を感じさせていること、加えて、4・13通達の助けを借りて 相当程度の供給過剰解消がなし得たとしても、タクシー事業規制の根幹をなす道路運送法 は依然として「規制緩和の精神」をそのままにしたものです。ですから供給過剰解消後、 特定地域の指定が解かれれば、再び参入、増車競争が始まってしまいます。そうしたこと を避けるためにはどうしても規制緩和というボタンの掛け違いを正すための法律=タクシ 一事業法の制定が必要になります。残念ながら、昨年来の政局の混迷や震災の発生とそれ への対応等に追われ、タクシー事業法案の今通常国会提出の機運はいささか遠のいてしま いましたが、これは政治日程上の都合によるものに過ぎず関係各方面の熱意はいささかも 冷めてはおりません。昨月来、新聞・テレビ等の報道では内閣不信任案の提出、衆院解散 などが云々されていますが、いかなる政権の枠組みにおいても我々の取り組み方針は不変 です。幸いにしてタクシー特措法策定当時より、全タク連タクシー事業適正化・活性化推 進特別委員会の坂本本部長、三浦委員長の尽力により与野党問わず業界への理解が進んで います。法案の細部を詰めていく作業はまだこれからですし、われわれとしては国会提出 を少しでも前倒しできるよう推進特別委員会を中心に運動していく必要があるのです。

このようにわたくしが全タク連の会長就任当時の最大にして唯一の公約として掲げた「再規制」の根幹をなし、本質そのものと言えるタクシー事業法案が、任期満了を迎えるこの通常総会の場において、陽の目を見たこととして過去形で結果報告できなかったことは残念でなりません。本来であればタクシー事業規制の抜本的見直しという意味で「古臭い」との批判にも耳を貸さず、あえて「再規制」という言葉を使ってきたこと、当初は「新

規制」など「別の言葉を使った方が良いよ」とおっしゃっていた故・新倉尚文前会長も最後には「富田君。再規制しっくりきたね。この言葉、変えない方が良いよ」とも言い残して逝かれました。こうしたことも胸に秘めつつ、この2期4年で「何とか仕事を終えたい」と取り組んでまいりましたが、いまだ志を遂げられず、会員の皆さまに率直にお詫び申し上げ、またこの間のご協力に改めて感謝申し上げる次第です。このような経過から公約は来期に持ち越しとなりましたが、次の任期中には必ず結果を出すことをお誓い申し上げ、わたくしのあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

以上